

## 市民の皆さんのご意見、自治振興委員会で協議中

新しい地域コミュニティ（仮称）自治振興会によるまちづくりについては、これまで地域区長会やタウンミーティング、学区説明会などによる説明会を市内全域で開催し、多くの市民の皆さんに参加をいただきました。各説明会では、様々なご意見やご質問をお聞かせいただいています。

市ではお聞かせいただいたご意見のうち、市の素案との協議・調整が必要なものについて、8月に設置した自治振興委員会で、現在、議論を進めていただいています。

### 住民自治実現に向けて、市民の皆さんから貴重なご意見

これまで開催した説明会には、タウンミーティングで約1,250名、学区説明会には約950名、さらに区や自治会などの単位で開催されました出前講座に約2,300名と、多くの市民の皆さんにご参加をいただきました。

各説明会で、お聞きしたご意見やご質問は、住民自治実現に向けて貴重なご意見ばかりです。お聞かせいただいたご意見については、各会場で、市としての考え方を説明させていただいたところですが、また、こうしたご意見の中には、住民自治実現のためにも市にも柔軟な対応が求められるものもあり、市の素案との協議・調整が必要と考えています。

### 自治振興委員会に報告

市では、市民の皆さんから聞かせていただいたすべてのご意見について、自治振興委員会に報告させていただきました。また、その中で、市の素案との協議・調整が必要なご意見について

は8つの項目に集約し、同委員会での議論をお願いし、委員会としての意見をまとめたいただきます。

同委員会は、地域区長会の代表や市内各地域でご活躍いただく市民代表の皆さんなど15名の方から構成される委員会で、委員の皆さんには、常に市民視点という姿勢を大切にいただきたきながら、積極的な意見交換を展開いただいています。

### 自治振興委員会の意見を受け、市の最終案をまとめます

委員会は、8月の第1回以降、これまで計4回開催いただいております。今後も委員会を重ねていただき、よりよいまちづくりへの議論を深めていただきます。

今後、市では、委員会としての見解をお示しいただいた後に、そのご意見を尊重させていただきながら、市の実情に照らし合わせた上で、市の最終案としてまとめてまいります。

#### 協議・調整いただく8項目

- (仮称)自治振興会の区域について
- (仮称)地域コミュニティセンターの窓口機能について
- (仮称)自治振興会の設立の時期について
- 区、区長会、(仮称)自治振興会の関係について
- (仮称)地域コミュニティセンターの位置(施設)について
- (仮称)自治振興会による市民サービスの向上について
- 自治基本条例の制定及びレベルの平準化について
- 自治振興交付金について

問い合わせ 地域コミュニティ推進室 ☎ 65-0687 ☎ 63-4554

## 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いを変更

最高裁判所において、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることになりましたのでお知らせします。

これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。

お手数をお掛けしますが、必要な手続き(更正の請求または確定申告など)をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付のお手続きについては、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】をご覧ください。

※平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早めのお手続きをお願いいたします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

問い合わせ 水口税務署 ☎ 62-0314(自動音声案内)